

昭計区第46号
令和2年6月26日

昭島都市計画中神土地区画整理事業
第三工区調査会会長 殿

昭島都市計画中神土地区画整理事業
施行者 昭島市
代表者 昭島市長 臼井伸介

昭島都市計画中神土地区画整理事業第三工区調査会への諮問
について

昭島都市計画中神土地区画整理事業調査会条例(昭和49年昭島市条例第8号)
第2条の規定に基づき、下記の事項について調査会に諮問する。

記

1 諮問事項

昭島都市計画中神土地区画整理事業（第三工区）のあり方について

2 諮問理由

中神土地区画整理事業は、昭和39年(1964年)に事業認可を受け、その後、昭和51年に地区を第一工区(80.3ha)、第二工区(45.5ha)、第三工区(18.9ha)に分け、事業を進めている。この間、工場地区である第一工区は完了し、第二工区については、駅前・北・西と3つのブロックに分け順次事業を展開することとし、現在は、駅前ブロックの約90%の移転を終えたところである。第三工区については、過去に、立川基地跡地と一体的な整備を図る方向で検討するも頓挫した経過があり、事業は未着手な状況にある。

既に事業認可から56年が経過し、権利者には私権の制限を含め多大な迷惑をかけているところであるが、今後、更なる長期化が否めない状況である。ついては昭島都市計画中神土地区画整理事業（第三工区）のあり方について調査・検討をされたい。